

第4章 計画の取組

本章では、前章で整理した施策の体系に沿って施策の基本的な方向を示し、その具体的な取組や市民・地域に期待される役割などを施策ごとにまとめて示します。

《市の取組》

施策の基本的な方向に沿って、今後4年間の市の取組をまとめています。

※他計画の関連部分：福祉保健部門の実施計画を掲載し、各取組の進捗状況を把握可能にしています。

文中の略称

（高 齢 者）＝第11次秋田市高齢者プラン

（障 が い 者）＝第6次秋田市障がい者プラン

（子 ど も）＝第4次秋田市子ども・子育て未来プラン

（健康あきた）＝第3次健康あきた市21

《市民・地域に期待される役割》

市民や地域（秋田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、秋田市民生児童委員協議会、地区民生児童委員協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、市民活動団体、地縁団体など）に期待される役割をまとめています。

《参考となる取組事例》

先駆的取組や参考となる取組の事例を紹介しています。

《施策ごとの目標値》

福祉部門の実施計画などによる進捗状況の把握のほかに、各施策の達成度を測るため、計画最終年度の目標値を8施策ごとに設定します。

※年度は一部、和暦と西暦を併記しています。

○各施策ごとの《市の取組》一覧

【新】…本計画で新たに追加された取組です

基本目標	施策	番号	取組	頁	
基本目標1 地域福祉を担う人づくり	施策1 福祉意識の向上	1-1-1	福祉教育の推進	64	
		1-1-2	家族や地域の絆づくりの推進	64	
		1-1-3	男女共生社会の推進	65	
		1-1-4	エイジフレンドリーシティの推進	65	
		1-1-5	エイジフレンドリーパートナーづくりの推進	65	
		1-1-6	老人保健福祉月間の推進	65	
	施策2 担い手の育成	1-2-1	民生委員・児童委員活動の推進	68	
		1-2-2	地域保健推進員活動の推進	68	
		1-2-3	福祉ボランティア活動の促進	68	
		1-2-4	市民活動の促進	69	
		1-2-5	地域活動の担い手育成の支援	69	
		1-2-6	認知症サポーターの養成	69	
		1-2-7	高齢者生活支援体制整備事業の推進	69	
		1-2-8	介護支援ボランティアの推進	70	
		1-2-9	生涯学習(社会参加活動)の推進	70	
		1-2-10	老人クラブ活動の活性化	70	
		1-2-11	【新】情報機器利用支援による社会参加促進	70	
		1-2-12	障がい者の社会参加の促進	71	
		1-2-13	障がい者相談員の設置	71	
	基本目標2 支え合いの地域づくり	施策3 地域活動の推進	2-3-1	市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進	73
			2-3-2	市民スポーツの振興	74
			2-3-3	住民の支え合いによるサービスの実施	74
			2-3-4	地域コミュニティ活動への支援	74
2-3-5			自治活動拠点の整備	74	
2-3-6			市民憲章推進協議会の活動支援	74	
2-3-7			地域愛形成事業	74	
2-3-8			地域まちづくり推進事業	75	
2-3-9			社会福祉協議会の活動の支援	75	
2-3-10			地域保健・福祉活動推進事業	75	
2-3-11			地域子育て団体への支援	75	
2-3-12			敬老会補助事業	75	
施策4 担い手の連携による取組の促進		2-4-1	高齢者等の見守りネットワーク	80	
		2-4-2	秋田市相談関係機関等ネットワーク会議	80	
		2-4-3	民間企業等との連携による見守り体制構築	80	
		2-4-4	認知症高齢者などの見守り体制の構築	80	
		2-4-5	認知症高齢者の地域生活への支援	81	
		2-4-6	地域子育て支援ネットワーク事業	81	
		2-4-7	地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組	81	
		2-4-8	学校と地域社会との連携	81	
2-4-9	地域包括ケアの推進	82			
2-4-10	地域ケア会議の充実	82			

基本目標	施策	番号	取組	頁
基本目標3 利用者に 合った福祉 サービスの 仕組みづくり	施策5 利用者の立場 に立った福祉 サービスの提 供	3-5-1	高齢者福祉の充実(基本方向)	85
		3-5-2	障がい者福祉の充実(基本方向)	85
		3-5-3	児童福祉・子育て支援の充実(基本方向)	86
		3-5-4	地域保健の充実(基本方向)	86
		3-5-5	「食」の自立支援事業	86
		3-5-6	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	86
		3-5-7	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備	86
		3-5-8	生活保護の適正実施と自立支援の促進	87
		3-5-9	福祉医療費給付事業	87
		3-5-10	社会福祉法人および事業者の指導監査等	87
		3-5-11	民生委員・児童委員による個別援助活動	87
		3-5-12	高齢者、障がい者、児童等への虐待防止	87
		3-5-13	市民小口資金の貸付け	87
		3-5-14	生活困窮者への相談・支援	88
		3-5-15	子どもの貧困対策の推進	88
		3-5-16	市民の健康づくりの推進	88
		3-5-17	健康づくり・生きがいがづくり支援事業	88
		3-5-18	高齢者就業機会確保事業	88
		3-5-19	移動手段(公共交通)の確保	89
		3-5-20	高齢者コインバス事業	89
		3-5-21	障がい者への交通費補助	89
		3-5-22	移動支援事業	89
		3-5-23	市営住宅における入居要件の緩和	89
		3-5-24	高齢者や障がい者の住環境の整備	90
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づくり	施策6 相談体制の充 実と情報の提 供	3-6-1	地域包括支援センターの運営	93
		3-6-2	在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進	93
		3-6-3	障がい者への相談支援事業	93
		3-6-4	子育て家庭等に関する相談支援の充実	94
		3-6-5	精神保健対策事業の推進	94
		3-6-6	各種相談窓口のPR	94
		3-6-7	【新】公式LINEによる市民との双方向の情報発信体制の推進	94
		3-6-8	高齢者生活支援情報提供事業	94
基本目標4 安心して暮 らせる福祉 の環境づくり	施策7 日常の地域生 活における安 全安心の確保	4-7-1	消費者啓発	96
		4-7-2	交通安全対策	96
		4-7-3	応急手当の普及、救急救命体制の整備	97
		4-7-4	緊急通報システム事業	97
		4-7-5	要保護高齢者等シェルター事業	97
		4-7-6	自殺対策事業	97
		4-7-7	住宅環境の整備	98
		4-7-8	バリアフリー化の促進	98
		4-7-9	都市公園のバリアフリー化	98
	施策8 災害時に向け た安全安心の 確保	4-8-1	自主防災組織の育成強化	101
		4-8-2	要援護者への防災・災害情報の提供	101
		4-8-3	【新】避難所運営会議の開催	101
		4-8-4	【新】災害ケースマネジメントによる被災者支援	101
		4-8-5	【新】災害ボランティアセンターの運営支援	101
		4-8-6	【新】在宅被災者の健康状態の把握	102
		4-8-7	地域における除排雪体制の構築	102
		4-8-8	高齢者や障がい者宅の除排雪支援	102
4-8-9	火災予防の推進	102		

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

施策2 担い手の育成・支援

施策1 福祉に対する理解や支え合いの意識の向上

市民一人ひとりの福祉に対する理解や支え合いの意識を醸成し、さらには、地域福祉の主体としての自覚を促す。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
福祉教育の推進 (1-1-1)	学校や地域の実情に応じて、障がい者や高齢者、幼児等との交流や体験的な活動を取り入れた小・中学生の福祉教育の一層の充実に努めます。[教育委員会] (障がい者) 3-7-1 教育環境の整備、1-3-1 相互理解の促進、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実など
家族や地域の絆づくりの推進 (1-1-2)	絆を大切にする気運の醸成に向けた施策、事業を実施し、家族や地域、人と人との絆づくりの大切さについての浸透を図り、地域福祉を担う市民の意識向上を目指します。[市民生活部]

男女共生社会の推進 (1-1-3)	<p>一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認め合う男女共生社会の実現に向け、市民の意識啓発および事業を実施します。</p> <p>【指標】 男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方 反対派47.8%（平成28年度）→反対派62.6%（令和3年度） [市民生活部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 1-3-1 相互理解の促進／(子ども) 5-1-6 男女共生意識の啓発</p>
エイジフレンドリーシティの推進 (1-1-4)	<p>市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指し、市民の意識啓発、市民活動の推進を図るとともに、行政、市民、民間事業者の三者協働による地域課題解決を推進します。</p> <p>【指標】 市民意識調査における認知度60%（令和7年度） イベント等におけるエイジフレンドリーシティの認知度60%（令和8年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 1-(1)-① エイジフレンドリーシティ普及啓発事業、1-(2)-① エイジフレンドリーシティ推進事業</p>
エイジフレンドリーパートナーづくりの推進 (1-1-5)	<p>市と連携して高齢者や障がい者などにやさしい取組を行う事業者・団体等を市の「エイジフレンドリーパートナー」として登録し、それぞれの立場で継続して取り組むことにより、誰もが生涯を通じて地域社会でいきいきと過ごすことができるまちづくりを推進します。</p> <p>【指標】 登録事業所数 143事業所（2023年度・令和5年度） → 170事業所（2026年度・令和8年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 1-(2)-② エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業 (障がい) 5-1-1 バリアフリーとユニバーサルデザインの啓発活動</p>
老人保健福祉月間の推進※ (1-1-6)	<p>世代を越えて市民一人ひとりが高齢者を敬うとともに、高齢者福祉について関心と理解を深める機会をつくります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(2)-① 老人保健福祉月間</p>

※老人の日（9月15日）がある9月を「老人保健福祉月間」と位置づける。

《市民・地域に期待される役割》

- 家庭内での福祉教育に取り組む。[市民]
- 地域や行政が開催する福祉学習の機会に積極的に参加する。[市民]
- 地域福祉への理解、人権に対する理解を深める。[市民]
- エイジフレンドリーシティへの理解を深める。[市民]
- 自己実現、社会参加の意識を高める。[市民]
- 福祉教育の推進を図る。[地域]
 - ▷子どもが福祉活動に参加する機会をつくる。[地域]
- 住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- 地域福祉活動をPRする。[地域]
 - ▷秋田市社会福祉大会の開催や広報活動の充実など [秋田市社会福祉協議会・秋田市民生児童委員協議会]
- 社会福祉協議会への市民の理解と参加を促進する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉施設を開放して住民が福祉を身近に感じられる機会をつくる。[社会福祉事業者]

《参考となる取組事例》

泉の福祉ふれあいまつり

泉地区社会福祉協議会では、泉小学校、同PTA、泉地区民生児童委員協議会の共催により、毎年、泉小学校体育館等を会場に、福祉体験発表やふれあい交流、ふれあい学習などを行い、子どもから高齢者まで福祉にふれあう機会をつくっており、これまで26回開催されています。泉中学校、社会福祉施設、保育所、老人クラブ、身体障害者協会など様々な団体の参加により、地域社会の連携が深まっています。

長く楽しく住み慣れたまちで暮らすための新たなコミュニティ

「あきた年の差フレンズ部」

市では、平成27年度から3年間にわたり、高齢者が住み慣れた地域で活躍できる仕組みづくりと体制構築を目指す「高齢者コミュニティ活動創出・支援事業」に取り組んできました。

事業1年目に高齢者のヒアリング調査を実施した結果、高齢者が毎日を元気に楽しく過ごすためには「年の差のある友達を持つ」ことが、大事な要素のひとつであることが分かり、異なる世代間で互いに知恵や経験そして情報の共有を図ることを目的に「あきた年の差フレンズ部」を結成しました。

平成30年度からは、市の事業から独立した市民活動組織として新たなスタートを切り、年の差があっても楽しい時間を共有できる企画を各部員が提案し、「ゆるく」「無理せず」「でも放っておかない」をモットーに、ほどよい距離を保ちつつ、お互いを思いやりながら活動を行っています。

《施策1「福祉に対する理解や支え合いの意識の向上」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人	51.6%	60.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。肯定的に理解している人は、取組に関わっている人と理解しているが行動には至っていない人との合計。

施策2 担い手の育成・支援

高齢者や障がい者などの社会参加も含めて、地域福祉活動の中核となる人材や団体を育てる。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
民生委員・児童委員活動の推進 (1-2-1)	<p>民生委員・児童委員が、地域社会において住民の立場に立ち、行政や関係機関との橋渡しや地域団体との連携を進めながら活動できるよう、民生委員・児童委員の研修や民生児童委員協議会に対する支援を行います。また、民生委員・児童委員の担い手の確保について、民生委員活動の周知や情報提供など、秋田市民生児童委員協議会と連携して欠員解消に取り組みます。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 7-(1)-⑦ 民生委員活動推進事業 / (障がい者) 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など / (子ども) 4-2-14 民生委員活動推進事業</p>
地域保健推進員活動の推進 (1-2-2)	<p>地域保健推進員が地域の実情に応じて開催する健康教室等に保健師や栄養士、歯科衛生士等を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、活動事業補助金を交付し、活動の促進を図ります。[保健所]</p> <p>(健康あきた) 計画全般</p>
福祉ボランティア活動の促進 (1-2-3)	<p>秋田市社会福祉協議会が委託運営している秋田市ボランティアセンターにおいて、相談、援助、登録、紹介のほか、講座開催などでボランティアへの市民理解を促進するとともに、学生や高齢者など誰でもボランティア活動に参加できる機会の充実を図ります。また、冬期間の除雪ボランティアの促進や災害時のボランティア活動の円滑な運営のための体制づくりを行うなど、ボランティアセンター機能の強化を図ります。[福祉保健部]</p> <p>(障がい者) 3-4-5 ボランティアの活動支援体制の育成</p>

<p>市民活動の促進 (1-2-4)</p>	<p>NPOやボランティア団体等の育成および支援を行う「市民交流サロン」を中心に、デジタル技術なども活用しながら市民活動支援アドバイザーによる相談業務や情報提供、市民活動の啓発・支援事業などを展開し、市民活動へ参加・参画しやすい環境づくりを促進します。</p> <p>[市民生活部]</p>
<p>地域活動の担い手育成の支援 (1-2-5)</p>	<p>町内会・自治会等地域活動に取り組む住民同士が交流し、情報交換できる場を提供し、地域活動の担い手育成を支援します。また、おおむね就任1～3年目の町内会長等を対象として、情報交換や意見交換を行う地域活動座談会を開催し、地域活動の担い手の育成を図ります。</p> <p>さらに、各地区の地域福祉を推進する団体の長を集めた連絡会の開催などで、地域福祉の普及啓発や地域福祉活動の実践事例の紹介により地域福祉活動の促進を図ります。</p> <p>[市民生活部・福祉保健部]</p>
<p>認知症サポーターの養成 (1-2-6)</p>	<p>小・中学生などの若年層や、民間事業者、地域住民などを対象に養成講座を開催することで、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守り・支援する認知症サポーターの幅広い養成に努めます。</p> <p>【指標】 認知症サポーター養成講座受講者数（累計） 29,253人（2023年度・令和5年度）→34,000人（2026年度・令和8年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 4-(1)-① 認知症サポーター養成事業</p>
<p>高齢者生活支援体制整備事業の推進 (1-2-7)</p>	<p>元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動する体制づくりのため、研修会の開催や、介護サービス事業者以外によるサービスの受け皿づくりに取り組みます。</p> <p>【指標】 通い場の創出数 36件（2024年度・令和6年度） →36件（2026年度・令和8年度） 生活支援サービスの創出数 1件（2024年度・令和6年度）→1件（2026年度・令和8年度） 移動支援サービスの創出数 1件（2024年度・令和6年度）→1件（2026年度・令和8年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(1)-⑥ 高齢者生活支援体制整備事業</p>

第4章 計画の取組

<p>介護支援ボランティアの推進 (1-2-8)</p>	<p>高齢者が介護支援等のためのボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励・支援することにより、高齢者自身の健康増進と介護予防を推進し、生き生きとした地域社会の実現に寄与することを目指します。</p> <p>【指標】登録者数 410人（2024年度・令和6年度） → 410人（2026年度・令和8年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-② 介護支援ボランティア事業</p>
<p>生涯学習（社会参加活動）の推進 (1-2-9)</p>	<p>地域に住む高齢者同士の交流を促進し、生きがいのある豊かな生活を送るための学習機会を提供するとともに、学習成果を地域社会の活性化につなげていくよう社会参加活動を推進します。</p> <p>【指標】高齢者教育事業参加者数 実績値6,036人（2023年度）→目標値9,100人（2027年度） [教育委員会]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-⑦ 高齢者の学習機会の提供</p>
<p>老人クラブ活動の活性化 (1-2-10)</p>	<p>老人クラブが自主的に行う社会奉仕活動や地域交流活動などを支援し、生きがいづくりと健康づくりを促進します。</p> <p>【指標】クラブ数 116団体（2024年度・令和6年度） →116団体（2026年度・令和8年度）[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-③ 老人クラブ補助事業</p>
<p>【新】情報機器利用支援による社会参加促進 (1-2-11)</p>	<p>情報機器利用・活用のための支援を行うことで、情報通信技術の利活用に関する格差の是正を図り、高齢者等の社会参加を促進します。</p> <p>【指標】スマートフォン相談窓口および出前講座「はじめてのスマートフォン教室」の利用者数 実績値286人(2022年度・令和4年度)→目標値633人(2026年度) [デジタル化推進本部]</p>

障がい者の社会参加の促進 (1-2-12)	障がい者の自立と社会参加を図るため、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援します。また、市民活動団体が企画する、障がいのある方の社会参加や交流を促進する取組を支援します。[福祉保健部]
障がい者相談員の設置 (1-2-13)	相談員を適切な時期に委嘱し、相談環境の整備を目指します。相談員研修会を実施し、個々の相談員の技能の向上を通して、障がい者福祉の増進に寄与できるよう努めます。 [福祉保健部]

《市民・地域に期待される役割》

- 団塊の世代といった退職後の元気な高齢者などが、地域福祉の担い手として自らの能力や知識、経験を活用する。[市民]
- 民生委員・児童委員、福祉協力員などについて理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 市民活動について理解を深め、その活動に協力・参加する。[市民]
- 障がい者が、自分の能力や意欲を生かし、社会参加や生きがいづくりをする。[市民]
- 行政が行うボランティア講座などに積極的に参加する。[市民]
- 高齢者や障がい者を含む地域における人材の発掘、活用に取り組む。[地域]
 - ▷社会参加、自己実現の場を求める市民を市民活動に結びつける。[市民活動団体]
 - ▷福祉協力員の拡充と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷ボランティアの育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷介護支援ボランティアなどにより、高齢者などのボランティア意識の醸成と人材育成に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- サロン活動などで、参加者の高齢者が実行委員として運営に参加する。[地域]
- 交流行事などの実施にあたり、高齢者の知恵と若者の体力を組み合わせる。[地域]
- 地域福祉関係者の研修会を開催する。[秋田市社会福祉協議会]
- 地区社会福祉協議会の活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]

第4章 計画の取組

- ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティアセンター機能の強化を図る。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉以外の活動を担う団体が、活動の範囲を福祉の領域に広げる。[市民活動団体]

《参考となる取組事例》

福祉協力員

地域での見守りの必要な世帯への声かけ等を通しての安否確認や福祉情報の提供、地区社会福祉協議会の地域福祉活動への協力等を行う地域ボランティアで、35地区で1,117人（令和5年度末）が地区社会福祉協議会の委嘱により活動しています。

地域保健推進員

市民の疾病予防および健康増進について、地域に根ざした自主的な活動を推進するため、おおむね小学校区単位で約1,200人（令和5年度）が活動しています。

秋田市地域福祉活動研修会

秋田市社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会役員、民生委員・児童委員、町内会長、福祉協力員その他を対象に、福祉協力員の活動紹介や各地区社会福祉協議会の地域福祉活動の報告、地域福祉活動の重要性についての講演などの研修を行っています。

介護支援ボランティア

市では、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいの促進を目的に、高齢者が福祉施設等でボランティア活動を行う機会を提供しています。令和5年度末時点で324人がボランティア登録し、延べ2,033人がボランティア活動を行っています。

障がい者相談員

市長から障がい者相談員として委嘱された身体障がい者26人、知的障がい者の保護者5人が、生活や障がいに関する相談対応などの活動を行っております。

《施策2「担い手の育成・支援」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	11.3%	13.0%
高齢者（65歳以上）で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	8.6%	11.0%

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標2 支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

施策3 地域活動の推進

施策4 担い手の連携による取組の推進

施策3 地域活動の推進

生活課題を地域住民が共有し、一人ひとりが地域社会とのつながりをはぐくみ、主体的に地域活動に参加して支え合う地域社会を形成していくため、地域での福祉活動を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
市民サービスセンターにおける世代間交流事業の推進 (2-3-1)	子どもが高齢者とふれあう機会となる事業を引き続き実施し、高齢者の人生経験と豊富な知識等を社会に還元するとともに、地域社会の連帯意識の高揚を図ります。 【指標】世代間交流事業参加者数 実績値311人（2023年度）→目標値1,500人（2027年度） [教育委員会]
	(子ども) 4-2-8 世代間交流事業

第4章 計画の取組

<p>市民スポーツの振興 (2-3-2)</p>	<p>市民一人ひとりのライフステージにおいて、誰でも気軽に健康や生きがいをづくりに取り組み、市民ニーズに応じた各種スポーツ教室や市民総参加型のスポーツイベントを開催するなど、スポーツ活動の機会の提供に努めます。[観光文化スポーツ部]</p> <p>-----</p> <p>(健康あきた) (2) 身体活動・運動/(高齢者) 6-(2)-④ 生き生き健康スポーツ教室/(障がい者) 4-3-1 障がい者のスポーツ活動への支援強化</p>
<p>住民の支え合いによるサービスの実施 (2-3-3)</p>	<p>元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手となり、住民が集うサロンの運営や声かけ、家事支援、外出支援などのサービス提供を行う体制づくりを図ります。</p> <p>【指標】 訪問型サービスにおける住民主体サービスの補助団体 2 団体(2024年度・令和6年度)→4 団体(2026年度) 通所型サービスにおける住民主体サービスの補助団体数 1 2 団体(2024年度・令和6年度)→1 6 団体(2026年度) [福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 6-(1)-③ 住民の支え合いによるサービスの実施</p>
<p>地域コミュニティ活動への支援 (2-3-4)</p>	<p>地域課題の解決や個性ある地域づくりを進めるため、地域づくり交付金による財政的支援等を行います</p> <p>【指標】 地域づくり交付金交付件数 53件 (2023年・令和5年度) → 65件 (2028年・令和10年度) [市民生活部]</p>
<p>自治活動拠点の整備 (2-3-5)</p>	<p>地域自治活動の拠点となるコミュニティセンター等の整備・充実に努めます。老朽化した施設については、地域住民が安心して利用できるよう大規模改修を計画的に進めます。[市民生活部]</p>
<p>市民憲章推進協議会の活動支援 (2-3-6)</p>	<p>明るく住みよいまちづくりを推進するため、市民が自主的に取り組む市民憲章推進協議会の活動を支援します。[市民生活部]</p>
<p>地域愛形成事業 (2-3-7)</p>	<p>市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進し、引き続き市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。[市民生活部]</p>

<p>地域まちづくり推進事業 (2-3-8)</p>	<p>7つの市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを推進するための支援を図ります。[市民生活部]</p>
<p>社会福祉協議会の活動の支援 (2-3-9)</p>	<p>本計画と秋田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図り、計画に基づいて実施する社会福祉協議会の取組を支援することにより地域福祉活動の推進を図ります。[福祉保健部]</p>
<p>地域保健・福祉活動推進事業 (2-3-10)</p>	<p>民間団体の行う先導的な事業のうち、高齢者、障がい者、児童等への保健・福祉活動で広く市民福祉の向上に寄与する事業を行う団体を支援し、地域福祉の一層の進展を図ります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(子ども) 2-1-10 地域保健・福祉活動推進事業／(健康あきた) (3) 休養・こころの健康</p>
<p>地域子育て団体への支援 (2-3-11)</p>	<p>民生委員・児童委員、地区婦人会など各地域の子育て支援者が開催する「親子のつどい」や母親らが自主的に開催している「育児サークル」へ子育て相談員を派遣し、遊びや育児指導、育児相談の実施、子育て情報の提供などにより、地域主導の子育て支援が充実するよう支援します。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども) 2-1-3 地域子育て支援拠点事業、2-1-6 地域の子育て支援活動の支援</p>
<p>敬老会補助事業 (2-3-12)</p>	<p>長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬愛と感謝の意を表するとともに、高齢者と地域とのつながりを支援します。 [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(2)-③ 敬老会補助事業</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 隣近所や班単位などで孤立した人がいないようお互いに目配りし、閉じこもりがちな住民に声かけをする。[市民]
- 地域の構成員として意識を持ち、見守り、見守られている意識を持つ。[市民]
- 地域の生活課題への関心を高める。[市民]
- 祭りやイベントなど地域の交流事業に積極的に協力・参加する。[市民]
- 生きがいを持ち、社会参加に努める。[市民]
- 社会福祉協議会への理解を深め、積極的に地域福祉活動に参加する。[市民・地域]
- 個人情報保護を適切に理解し、円滑な地域福祉活動につなげる。[市民・地域]
- 日頃の訪問活動により地域住民との交流を深め、地域での助け合う関係づくりにつなげていく。[民生委員・児童委員]
- 地域福祉活動を促進するため、日頃の相談支援を通じて福祉ニーズの把握に努める。[民生委員・児童委員]
- 秋田市民生児童委員協議会活動強化方策（令和3年2月）に基づき、地域団体との連携、訪問活動と相談支援機関への橋渡し、日頃からの民生委員、児童委員活動の充実に努める。[秋田市民生児童委員協議会]
- 高齢者、障がい者、児童、子育て世代や集合住宅居住者など、地域住民間の交流を促進する。[地域]
- 気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実に努める。[地域]
 - ▷地域サロン活動や子育てサロン活動を推進する。[地域]
 - ▷地域の交流機会に積極的に関わる。[社会福祉事業者]
- 生きがいづくりの機会を提供する。[地域]
- 住民が地域に関心を持ち、愛着を持てるようにする。[地域]
- 地域の情報を広報紙などにより住民へ発信する。[地域]
- 生活課題に関する情報を収集し、共有を図り、課題の解決のために取り組む。[地域]
- 地域の活動拠点の整備、充実に努める。[地域]
- それぞれができるところから継続的に様々な地域福祉活動に取り組む。[地域]
- 住民に町内会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組む。[地縁団体]
- 町内会・自治会内での役割分担や若手・女性の登用、子ども会活動などとの連携などにより自治活動を活性化する。[地縁団体]
- 福祉機器やイベント機材の貸出などで、地域コミュニティ活動への支援を進める。[秋田市社会福祉協議会]
- 地区社会福祉協議会の地域福祉活動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 市民の善意で寄せられた共同募金を地域福祉活動等の財源として助成する。[秋田市共同募金委員会]

《参考となる取組事例》

街なかふれあいサロン（東）

東地区社会福祉協議会では、誰もが気軽に立ち寄ることができ、ふれあいながら楽しく交流する場所として、平成29年1月、秋田市東通に街なかふれあいサロン「ふらっとさん」を開設しました。買い物ついでの休憩に、地域サロンの集いの場に、語らいのカフェの場に、子育て中のママたちが集う場に、そして共通の趣味や特技、悩みをもった人たちの交流の場として、どなたでもご利用できる「みんなの居場所」です。

茨島の町内健康YOGA

茨島地区では、スポーツクラブのインストラクターが講師となり、町内会館を会場として、月2回ヨガ教室を実施しています。この通いの場に参加することで、参加者同士が顔を合わせて交流することにつながっています。

サムライ倶楽部（中通）

中通地区では、地域の男性の「活動したい」という声を受け、男性だけで気兼ねなく集まれる場を運営し。秋田大学の先生の指導のもと、体操やストレッチ、脳トレや習字、料理などを行っています。これにより、退職後の男性が自宅にこもらず、生き生きと活動できるような場づくりにつながっています。

雄和ボランティアの会

雄和地区では、地域住民が生活不安や体力的不安を感じていることに対応するため、地域でボランティア組織を立ち上げました。地域住民が担い手となり、利用会員に希望に対して、有償で草刈や庭木の剪定、清掃、ゴミ出し、間口除雪などを実施することで、地域住民による支え合い活動を続けています。

高齢者支援活動から外出（付き添い）支援（仁井田）

仁井田地区社会福祉協議会では、入退院や医療機関受診など、地域課題となっている高齢者の移動問題に対応するため、地域の支え合い活動の一環として、高齢者や障がい者を対象に、自宅から医療機関への通院や買い物、墓参りなどへの送迎を行っています。

地域元気づくりファーマーズマーケット交流事業

四ツ小屋地域元気づくり協議会では、地区住民が生きがいを持って住み続けられるよう、地区の魅力を発信するため、年12回の「せせらぎ市」を実施するとともに、「街角キャンプ」や「防災訓練」などのイベントを組み合わせ、地元農家と近郊都市部との交流を図っています。

地域でのコミュニティセンター運営

各地区のコミュニティセンターでは、地域の振興会や連合町内会、各種団体、サークルの代表者など地域の方々と組織する管理運営委員会が指定管理者となって施設を管理運営しています。こうした指定管理者制度は、31館中28館（令和5年度）で導入しており、市民協働型のコミュニティセンターとして地域の創意工夫による特色ある催しなどが行われ、新たな住民の交流や地域づくり活動が広がっています。

市民憲章推進協議会の活動

秋田市民憲章推進協議会および各地区市民憲章推進協議会は、市民運動によって昭和36年に制定された秋田市民憲章の理念に基づいて、児童生徒作品展や緑化コンクールなどの開催を通じ、社会教育の推進、環境美化などの様々な地域づくりに取り組んでいます。

秋田市民憲章[昭和36年6月25日制定]

わたしたちは、伸びゆく秋田市の市民であることに誇りと責任をもち、明るく豊かなまちをつくるために、進んでこの憲章を守りましょう。

- 一、健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、あたたかく交わり、明るいまちをつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 一、環境をととのえ、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、文化のまちをつくりましょう。

地域元気アップ事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の高齢者が、健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防の推進を図るために、健康づくり・生きがいつくり支援事業を実施する地区社会福祉協議会に助成しています。また、地域サロン事業として、各世代間の交流を図りながら地域における孤立化を防ぐために、地域の町内会館等を利用し、高齢者が気軽に集える場づくりを行う地区社会福祉協議会に助成しています。

子育て支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の子育て支援活動の充実のため、地域で子育て支援活動を行っている団体に対し、地区社会福祉協議会を通して活動資金を助成しています。また、子育てサークル・団体等に子育て支援用おもちゃの無料貸出も行うとともに、市内各育児サークル・団体が子育てに関する講話を開催するための経費を助成しています。

地区社協の拠点づくり・事務機器整備支援事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の公共施設等への新たな事務所の設置や既存事務所の強化を図る地区社会福祉協議会への支援として、事務机、キャビネット等の購入費を助成しています。また、地区社会福祉協議会の事務負担軽減のため、パソコン、プリンター、デジタルカメラなどの事務機器の購入費を助成しています。

機器・機材・車両等貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、地域住民と連携して地域福祉活動の中心となっている地区社会福祉協議会や町内会やボランティア団体に対して、活動支援用機器（買い物支援車両、軽トラック、発電機、除雪機等）の貸出をして地域支え合い体制づくりを支援しています。

地域保健・福祉活動推進事業

市では、民間団体による保健・福祉・医療活動に関する先導的事業に助成しています。助成事業には、地域住民の交流の場となる地域食堂、子どもの学習支援活動、視覚障がい者や高齢者への朗読ボランティアなどがあります。

ふれあいさん派遣事業

秋田市社会福祉協議会では、病気やけが、産前産後などで家事援助や介護が必要な世帯に、短期間、単発で生活支援をするために、ふれあいさんを派遣しています。

いずみ円卓会議の開催

泉学区町内会連合会では、少子高齢化やニーズの多様化に対応するため、地区内の各団体（体育協会、社会福祉協議会、保健推進員会、民生児童委員協議会、泉小学校PTA）や小学校などと連携しながら、意見交換、相互連携する場を設けています。

《施策3「地域活動の推進」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加している人	49.6%	54.0%

※地域福祉市民意識調査による。

※活動の分野を選択する質問となっているが、複数回答可能のため、便宜上、100%から「参加していない人」「無回答」の計を差し引いた割合とする。

施策4 担い手の連携による取組の推進

行政をはじめ、社会福祉法人、住民団体、ボランティアやNPOなどの多様な主体が連携した取組を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者等の見守りネットワーク (2-4-1)	見守りが必要な高齢者や障がい者等が地域社会の中で孤立することを防ぐため、秋田市社会福祉協議会が、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員等と連携して見守りネットワークの強化・充実に努めます。[福祉保健部] (障がい者) 3-2-4 孤立死防止への対応強化
秋田市相談関係機関等ネットワーク会議 (2-4-2)	警察等関係機関との秋田市相談関係機関等ネットワーク会議に参加し、各機関間で消費者被害の動向や情報を共有し、消費者トラブル防止対策の協議に努めます。[市民生活部]
民間企業等との連携による見守り体制構築 (2-4-3)	水道メーター検針業務の実施にあたって、受託事業者が不審者および不審車両の通報、登下校時の子どもの見守り活動、環境パトロールを実施します。また、地域との連携によるひとり暮らし高齢者の見回りを実施します。[上下水道局]
認知症高齢者などの見守り体制の構築 (2-4-4)	認知症高齢者などを地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域住民や警察、認知症地域支援推進員などが中心となった高齢者の見守り体制づくりを進めるほか、見守りが必要な認知症高齢者の事前登録を行い、行方不明時の早期発見と身元確認につなげます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などの孤立防止、異変の早期発見を図るため、宅配事業者やライフライン事業者などの民間企業と協定を締結し、民間企業が業務の範囲内で見守りを実施します。 【指標】 見守り協定締結件数 18件(2023年度・令和5年度) → 38件(2026年度・令和8年度) [福祉保健部] (高齢者) 4-(1)-③ 認知症高齢者などの見守り

<p>認知症高齢者の地域生活への支援 (2-4-5)</p>	<p>認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置するとともに、認知症カフェの運営支援や、認知症初期集中支援チームの円滑な運営により、適切な時期に適切な医療、介護サービスにつながるよう体制を整備します。また、認知症本人やその家族の個々の実情に応じた支援活動を行うチームオレンジの立ち上げや運営等推進するために必要な取組を支援します。 【指標】認知症初期集中支援チームの支援終了後（モニタリング時）に何らかのサービスにつながっている割合 85.7%（2023年度・令和5年度）→100%（2026年度） [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 4-(1)-② 認知症施策推進事業</p>
<p>地域子育て支援ネットワーク事業 (2-4-6)</p>	<p>市内の7地域で子育て支援者が連携し、地域全体で子育て支援に取り組み、子育て支援活動が充実するよう、情報交換、交流機会の提供や研修の開催などにより、地域子育て支援ネットワークの活動を支援します。[子ども未来部]</p> <hr/> <p>(子ども) 2-1-7 子育て支援ネットワーク事業</p>
<p>地域や関係機関と連携した障がい者支援の取組 (2-4-7)</p>	<p>障がい児（者）にかかる福祉、医療、教育又は雇用に関する関係機関などの関係者で組織する秋田市障がい者総合支援協議会では、地域における障がい児（者）への適切な支援に関する情報および支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備の協議を行います。また、課題への対応については、下部組織の専門部会で検討を深めていきます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-1-3 障がい者総合支援協議会の機能強化</p>
<p>学校と地域社会との連携 (2-4-8)</p>	<p>小・中学校では、交流活動や奉仕活動などにより、特別支援学校や高齢者福祉施設と連携を図ります。また、伝統芸能の継承や農業体験などにより地域との交流を図るほか、地域住民による、子どもの登下校時の見守り活動やパトロール活動を通じて、児童生徒の安全対策における連携を強化します。[教育委員会]</p> <hr/> <p>(子ども) 6-1-7 通学時における安全確保と適切な指導</p>

<p>地域包括ケアの推進 (2-4-9)</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができるよう、地域の中核機関として、地域包括支援センターが医療関係者、介護保険事業者、民生委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどの関係機関と連携し、高齢者の生活や健康を総合的に支えます。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(1)-① 地域包括支援センターの機能強化</p>
<p>地域ケア会議の充実 (2-4-10)</p>	<p>地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、地域のケアマネジャーや地域包括支援センターのケアマネジメントの実践力を高めます。また、個別ケースの検討を通じ、医療、介護などの多職種の関係機関等による連携を深め、地域課題の分析等を積み重ね、解決に必要な地域資源開発やネットワーク体制の構築につなげます。</p> <p>【指標】地域ケア会議の開催回数(個別ケース・定期開催の計) 99回(2023年度・令和5年度)→144回(2026年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 2-(2)-① 地域ケア会議の充実</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 地域での連携の必要性を理解し、できることから協力する。[市民]
- 地域のネットワークを活用して必要な情報を共有する。[市民]
- 地域活動などに参加・協力し、地域貢献に努める。[民間事業者]
- 地域包括支援センターなどの関係機関や市民活動団体との連携の重要性を理解し、連携による取組を進める。[地域]
- 地域ぐるみの取組を住民に積極的にPRする。[地域]
- 要援護者を地域全体で支えるネットワークをつくる。[市民・地域]
 - ▷見守りネットワーク活動を推進する。[秋田市社会福祉協議会]
 - ▷見守りネットワーク活動に参加する。[市民・地域]
- 学校や福祉施設に対する関心を高め、地域社会との連携を深める。[市民・地域]
- 専門性を生かして地域社会と積極的に交流する。[社会福祉事業者]
- 社会福祉法の改正に伴って、社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施する。
[社会福祉事業者]
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組を推進する。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

見守りネットワーク事業

秋田市社会福祉協議会では、地域の見守りの必要な世帯に対して、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、町内会、福祉協力員等の協力を得ながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行うことにより高齢者等の孤立化を予防するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

秋田市地域福祉おむすびネット

秋田市社会福祉協議会では、市内の社会福祉法人に対して、地域の公益取組メニューを提供しています。社会福祉法人との連携により、地域の課題解決に取り組むことで、社会福祉法人の存在意義をさらに高め、地域の福祉力の強化を図っています。

認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人とその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集うことができる場所です。

参加者同士で交流したり、専門職スタッフに認知症のことや医療・介護のことなど、日々の生活で心配なことを気軽に相談することができます。令和6年1月末時点で20カ所の認知症カフェがあります。

高齢者等あんしん見守り活動

業務上高齢者と接する機会の多い事業者が、秋田市との協定に基づき、配達中や戸別訪問中に、郵便物や新聞がたまっているなど異変を発見した場合に、関係各機関へ通報しています。

○見守り協定締結事業者（締結順）

	事業所名
1	生活協同組合コープあきた
2	秋田中央郵便局
3	E N E O S グローブエナジー株式会社北日本支社 秋田営業所
4	株式会社 南山デイリーサービス
5	明治安田生命保険相互会社 秋田支社
6	新あきた農業協同組合（高齢福祉事業所）
7	東部ガス株式会社 秋田支社
8	スーパーセンターアマノ 御所野店
9	第一生命保険株式会社 秋田支社

第4章 計画の取組

	事業所名
10	福祉理容店 幸のとり
11	ALSOK秋田株式会社
12	株式会社あしたも良い日
13	スズケン秋田営業部秋田支店
14	富国生命保険相互会社秋田支社
15	株式会社 グランベア
16	買い物エール
17	秋田市上下水道サービス株式会社
18	株式会社秋田銀行
19	アフラック生命保険株式会社秋田支社
20	株式会社マルダイ
21	株式会社きららライフクリエーション
22	株式会社ベルコ秋田支社
23	一般社団法人秋田市シルバー人材センター
24	有限会社セイショウ明治すまいるみるく
25	ファーマックスあきた薬局
26	ファーマックスくぼた薬局

《施策4「担い手の連携による取組の推進」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
住民団体や関係機関（町内会、地区社会福祉協議会など）が連携して活動することが多くなったと「感じる」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	11.6%	22.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。

基本目標3 利用者にあった福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

施策6 相談体制の充実と情報の提供

施策5 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

地域での自立した生活を支援する福祉保健サービスを提供するとともに、多様化・複雑化する課題に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
高齢者福祉の充実 （基本方向） （3-5-1）	高齢者プランに基づき、高齢者が自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会の実現を目指し、エイジフレンドリーシティの実現、地域包括ケアシステムの構築、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、権利擁護の推進、介護予防・健康づくり施策の充実、生活支援サービスの充実、生きがいづくりと社会参加の促進、介護保険サービスの質と量の確保、介護給付等に要する費用の適正化、災害に対する取組、感染症に対する取組を行います。[福祉保健部]
	（高齢者）プラン全般
障がい者福祉の充実 （基本方向） （3-5-2）	障がい者プランの基本理念である「分かり合い、支え合い、自分らしく共に生きていくまち」の実現のため、障がいのあるかたの権利擁護や意思疎通支援、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進、安全・安心な生活環境づくり、防災・防犯の推進に取り組みます。[福祉保健部]
	（障がい者）プラン全般

第4章 計画の取組

<p>児童福祉・子育て支援の充実(基本方向) (3-5-3)</p>	<p>子ども・子育て未来プランに基づき、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～笑顔あふれるこどものまち～」の実現に向け、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、若い世代が将来に展望を描き、希望を抱くことができる社会づくりに取り組みます。[子ども未来部]</p> <p>-----</p> <p>(子ども) プラン全般</p>
<p>地域保健の充実(基本方向) (3-5-4)</p>	<p>健康あきた市21に基づき、市民一人ひとりが安心して健康に過ごすことができるよう、一次予防の推進や健康づくりのための環境整備等に取り組みます。[保健所]</p> <p>-----</p> <p>(健康あきた) 計画全般</p>
<p>「食」の自立支援事業 (3-5-5)</p>	<p>食事の調理が困難な高齢者や障がい者に対し、居宅を訪問して食事を提供するとともに、安否確認を行うことで、高齢者などの自立した生活を支援します。 【指標】 延べ利用回数(高齢者のみ) 92,000回(2024年度・令和6年度)→94,000回(2026年度) [福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 7-(1)-① 「食」の自立支援事業/(障がい) 3-2-4 孤立死防止への対応強化</p>
<p>介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (3-5-6)</p>	<p>高齢者の状態に適した介護予防サービスを提供することで、要介護状態にならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。[福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 6-(1)-① 介護予防給付相当サービスの実施、6-(1)-② 基準を緩和したサービスの実施</p>
<p>切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備 (3-5-7)</p>	<p>医療ニーズと介護ニーズの両方を併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、現状と課題を把握し、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の整備を図ります。 【指標】 在宅医療・介護連携推進協議会の開催回数 2回(2024年度・令和6年度)→2回(2026年度・令和8年度) [福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 3-(1)-① 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備</p>

<p>生活保護の適正実施 と自立支援の促進 (3-5-8)</p>	<p>困窮する市民に必要な保護の適正実施を継続していきます。また、自立支援プログラム等を継続していきます。[福祉保健部]</p>
<p>福祉医療費給付事業 (3-5-9)</p>	<p>国・県の医療保険制度等の動向を見極めながら、重度心身障がい児（者）、高齢身体障がい者、高校生年代までの全ての子どもおよびひとり親家庭等の児童の医療費助成を継続して実施します。 [福祉保健部・子ども未来部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-5-2 医療機関への受診の支援／(子ども) 3-3-2 子ども福祉医療費の助成</p>
<p>社会福祉法人および 事業者の指導監査等 (3-5-10)</p>	<p>法人および事業所等に対する指導監査等における結果を公表するとともに、利用者が安心して、かつ利用者の立場に立った質の高いサービスを受けることができるよう、指導監査等を実施します。[福祉保健部・子ども未来部]</p>
<p>民生委員・児童委員 による個別援助活動 (3-5-11)</p>	<p>地域住民が自立した日常生活を営むことができるために、民生委員・児童委員が日常的な訪問活動により住民の福祉ニーズを把握するとともに、各種相談に応じます。また、福祉サービスを適切に利用できるよう、民生委員・児童委員が地域住民に対し必要な情報を提供するとともに、行政や関係機関との橋渡しを行います。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
<p>高齢者、障がい者、 児童等への虐待防止 (3-5-12)</p>	<p>各種相談専門機関との連携を図り、高齢者、障がい者、児童虐待への早期対応を行うとともに、虐待防止のための取組を行います。[福祉保健部・子ども未来部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(1)-① 高齢者虐待の防止／(障がい者) 1-2-2 虐待防止対策の体制整備／(子ども) 7-1-1 児童虐待防止推進事業、7-1-2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業(要保護児童対策地域協議会)</p>
<p>市民小口資金の貸付 け (3-5-13)</p>	<p>低所得世帯が、緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった場合、秋田市社会福祉協議会では生活のつなぎ資金を貸付けます。市は、貸付の原資を秋田市社会福祉協議会に貸し付けます。 [福祉保健部]</p>

第4章 計画の取組

<p>生活困窮者への相談・支援 (3-5-14)</p>	<p>生活困窮に係る総合的な相談の窓口として、その周知に努めるとともに、事例検討会や研修、協議会等を通じて関係機関との連携をさらに深め、生活困窮者の抱える様々な悩みに対応できるよう、生活困窮者自立支援制度の実施体制を充実させ、包括的・早期的な支援を行います。[福祉保健部]</p>
<p>子どもの貧困対策の推進 (3-5-15)</p>	<p>子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に夢と希望をもって成長できるよう、関係機関や地域等と連携しながら子どもの貧困対策を推進します。[子ども未来部]</p> <p>-----</p> <p>(子ども) 7-2 ひとり親家庭の自立支援の促進、7-4 子育てに係る経済的支援の充実</p>
<p>市民の健康づくりの推進 (3-5-16)</p>	<p>各種健康づくり事業を通じて、がんや生活習慣病予防のための食生活、運動などの健康教育、健康相談を実施し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、がん検診等の受診率向上のため、実施方法や周知方法等を改善し、より多くの市民が受診しやすい体制づくりに努めます。[保健所]</p> <p>-----</p> <p>(障がい者) 3-5-1 健康相談の促進 / (健康あきた) 計画全般</p>
<p>健康づくり・生きがいつくり支援事業 (3-5-17)</p>	<p>高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくり・生きがいつくりの事業を支援するほか、気軽に集まれる会場で介護予防教室などを開催し、高齢者の閉じこもり等を防止します。</p> <p>【指標】 健康づくり・生きがいつくり支援事業の実施件数 82件 (2024年度・令和6年度) → 82件 (2026年度) 地域サロン開設数 200件 (2024年度) → 200件 (2026年度) いきいきサロン事業の参加者数 615人 (2024年度・令和6年度) → 615人 (2026年度) [福祉保健部]</p> <p>-----</p> <p>(高齢者) 8-(1)-④ 健康づくり・生きがいつくり支援事業 / (健康あきた) (2) 身体活動・運動</p>
<p>高年齢者就業機会確保事業 (3-5-18)</p>	<p>60歳以上のかたが補完的・短期的な業務を通じて、生きがいつくりの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された(一社)秋田市シルバー人材センターの事業運営を支援します。</p> <p>【指標】 会員数 877人 (2023年度末・令和5年度末) → 1,000人 (2028年度末) [産業振興部]</p>

<p>移動手段(公共交通) の確保 (3-5-19)</p>	<p>「第3次秋田市公共交通政策ビジョン」に基づき、市民の日常生活を支える移動手段として、市民、交通事業者、行政の役割分担のもと、公共交通の確保に努めます。[都市整備部]</p>
<p>高齢者コインバス事業 (3-5-20)</p>	<p>満65歳以上のかたが、秋田中央交通(株)が発行する高齢者コインバス事業専用ICカード「シニアアキカ」を使用することにより、市内の路線バスとマイタウン・バスを1乗車100円で乗車できるようにし、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。</p> <p>【指標】シニアアキカ年間発行件数 4,358件(2024年度・令和6年度)→4,358件(2026年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 8-(1)-① 高齢者コインバス事業</p>
<p>障がい者への交通費補助 (3-5-21)</p>	<p>障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため「福祉特別乗車証」を交付し、また、在宅重度身体障がい者の通院時タクシー代の一部を助成することにより、継続して通院等の交通費軽減や積極的な社会参加を図ります。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実</p>
<p>移動支援事業 (3-5-22)</p>	<p>屋外での移動が困難な障がい児(者)に対して、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を支援します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 4-1-1 移動にかかる支援体制の充実</p>
<p>市営住宅における入居要件の緩和 (3-5-23)</p>	<p>市営住宅に入居している高齢者や障がい者等には、引き続き低層階への住み替え入居に配慮します。また、高齢者や障がい者の新規入居にあたっては、入居要件の緩和措置(収入基準の緩和)および優先入居(同タイプの空き家が2戸以上ある場合の当選確率が2倍となる)を継続するとともに、母子・父子世帯および多子世帯についても、優先入居を実施します。[都市整備部]</p> <hr/> <p>(子ども) 6-2-5 市営住宅優先入居制度</p>

<p>高齢者や障がい者の住環境の整備 (3-5-24)</p>	<p>高齢者や障がい者が地域で安心して自立生活を送ることができるよう、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅などの住環境の整備を進めます。また、自宅での生活の不便を解消できるよう、住宅改修の促進に努めます。さらに、サービス付き高齢者向け住宅の迅速かつ正確な登録手続きや、指定障害福祉サービス事業者への適切な指導による障がい者の立場を考慮したサービス提供体制の整備などにより、高齢者や障がい者が安心して生活できる住まいづくりの推進に努めます。[福祉保健部・都市整備部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 7-(1)-⑥サービス付き高齢者向け住宅の登録、10-(1)-②住宅改修に関する適正化、10-(1)-④福祉用具、住宅改修支援事業／(障がい者) 3-4-1 障害福祉サービスの提供体制の整備</p>
-------------------------------------	--

《市民・地域に期待される役割》

- 利用するサービスを十分に理解して適正に利用する。[市民]
- サービス選択は自己決定であることを認識する。[市民]
- 過剰な権利意識を持たない。[市民]
- 苦情解決などを活用して、適切なサービスが受けられるようにする。[市民]
- 社会的弱者の相談窓口や支援制度の情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 健康づくりに努める。[市民]
- 高齢者や障がい者などの日常生活の小さな困り事に隣近所で協力する。[市民]
- 買い物や通院など、高齢者や障がい者の移動に協力する。[市民]
- 福祉サービスの問題点や不備などに気づいたときは意見する。[市民・地域]
 - ▷活動を通じて得た問題点について意見を具申する。[民生委員・児童委員]
- 社会的弱者の状況に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- コミュニティビジネスの実現 [市民・地域]
- 低所得者等の自立を支援するため、適切な資金貸付を行う。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの日常生活自立支援事業を実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- 移送車の貸出により、高齢者・障がい者の移動を支援する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉機器の貸出により、在宅福祉サービスの充実を図る。[秋田市社会福祉協議会]

- 制度の狭間や支援につながりにくい問題など生活上の課題を抱える人に対して、相談援助、必要なサービスや専門機関への取り次ぎなどにより課題解決するよう支援するコミュニティソーシャルワーカーの配置を検討する。[秋田市社会福祉協議会]
- 福祉サービスの質の向上を図る。[社会福祉事業者]
- 苦情解決の窓口の設置や第三者委員の設置による苦情解決体制を整備する。[社会福祉事業者]
- 地域や民生委員・児童委員、相談支援機関と連携しながら、情報の提供や相談支援に努める。[社会福祉事業者、市民活動団体]

《参考となる取組事例》

福祉サービス第三者評価事業

この事業は、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスを提供する事業者のサービス内容を評価するもので、県内には秋田県社会福祉協議会、特定非営利活動法人インクルージョン秋田第三者評価研究会、特定非営利活動法人秋田県福祉施設士会が評価機関となっています。

評価は、理念、方針、組織、運営等についての共通評価項目と、保育所や社会的養護施設など各サービス毎に設定された内容評価項目について、書面および訪問調査により実施します。評価を受けることで、問題点を把握しサービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながります。

秋田県福祉サービス相談支援センター

社会福祉法第83条の規定により秋田県社会福祉協議会に秋田県福祉サービス相談支援センター（秋田県運営適正化委員会）が設置され、福祉サービス利用に関する利用者等からの苦情について中立・公正な立場で相談や助言、調査等を行い適切に解決するよう取り組んでいます。

なお、介護保険に関する苦情・相談については、秋田市（介護保険課）が窓口となります。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援護事業）

この事業は、判断能力が弱まってきた高齢者や知的障がい者、精神に障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的金銭管理や書類等の預かりサービスを行うものです。

社会福祉法第81条の規定により秋田県社会福祉協議会（秋田県福祉生活サポートセンター）が実施するものですが、秋田市社会福祉協議会（秋田市福祉生活サポートセンター）が事業の一部を受託しています。

生活福祉資金の貸付け

この取組は、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、経済的自立や生活意

第4章 計画の取組

欲の助長促進などを図り安定した生活を目指すため、資金の貸付けと必要な相談支援を行うものです。

貸付資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金などがあります。秋田市社会福祉協議会では、業務の実施主体である秋田県社会福祉協議会から貸付業務の一部を受託し、貸付窓口業務をしています。

サービス付き高齢者向け住宅の促進

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者が安心して暮らすことができるよう、居室の広さやバリアフリー構造を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービス提供を行う賃貸住宅です。市では、事業者が登録したサービス付き高齢者向け住宅の家賃やサービスなどの情報を、市民に情報提供しています。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅登録制度

低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の増加に対して、民間の空き家・空き室を有効活用し、重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図るため、市では住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録事務を行っています。

公共施設での車いす貸出事業

秋田市社会福祉協議会では、身近な地域で利用できるよう市内の市民サービスセンターやコミュニティセンター等に貸出用車いすを配置しています。

《施策5 「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」に関する目標値》

指 標	現状 (R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると「感じる」「どちらかといえば感じる」の割合の合計	18.8%	29.0%

※地域福祉市民意識調査による。

施策6 相談体制の充実と情報の提供

市民が課題に適したサービスをより容易に選択できるように、相談体制の充実を図るとともに、サービスに関する情報を提供する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
地域包括支援センターの運営 (3-6-1)	市内に18か所配置している地域包括支援センターにおいて、高齢者への相談支援や介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地区内の団体や関係機関、事業者等と連携し、地域で暮らす高齢者等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援します。[福祉保健部]
	(高齢者) 2-(1)-① 地域包括支援センターの機能強化 (障がい者) 1-2-1 成年後見制度等による権利擁護の推進 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備など
在宅医療・介護連携に関する普及啓発の推進 (3-6-2)	在宅で療養生活を送ることになった場合に必要となるサービスを適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する情報提供や知識の普及・啓発を図ります。 【指標】市民講演会の開催回数 1回(2024年度・令和6年度)→1回(2026年度・令和8年度) [福祉保健部]
	(高齢者) 3-(2)-① 在宅医療と介護に関する普及・啓発
障がい者への相談支援事業 (3-6-3)	障がい者本人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。 [福祉保健部]
	(障がい者) 3-1-1 相談支援体制の強化、3-4-2 地域生活支援事業の提供体制の整備など

第4章 計画の取組

<p>子育て家庭等に関する相談支援の充実 (3-6-4)</p>	<p>子育て家庭が、必要とする支援を選択して利用できるよう、行政サービス、子育て支援事業、保育施設等の情報提供を行うほか、子育てをはじめ、生き方、夫婦関係、人間関係などの相談に対応し、子育て家庭の支援を行います。[子ども未来部]</p> <p>(子ども) 2-1-13 子育て支援情報の提供、4-2-1 子ども家庭相談(障がい者) 3-1-2 多様化、複雑化する相談支援への体制整備、3-2-1 障がい児の早期発見および支援の充実</p>
<p>精神保健対策事業の推進 (3-6-5)</p>	<p>精神障がい者の早期治療ならびに社会復帰と社会参加の促進のために相談・訪問支援等を行います。また、精神障がい者への理解を深めるとともに、市民の心の健康保持・増進のため各種事業を行います。[保健所]</p> <p>(障がい者) 1-3-1 総合理解の促進、3-5-3 心の健康づくりの強化、3-3-3 精神障がい者への支援の充実/(子ども) 4-1-10 精神保健福祉相談・教育事業/(健康あきた) (3) 休養・こころの健康</p>
<p>各種相談窓口のPR (3-6-6)</p>	<p>支援を必要とする市民が身近なところで気軽に相談できるよう、各種リーフレットや市ホームページに相談窓口一覧を掲載するなど、行政機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図ります。 [福祉保健部]</p>
<p>【新】公式LINEによる市民と双方向の情報伝達体制の推進 (3-6-7)</p>	<p>高齢者や障がいのある方が日常生活に関わる多種多様な情報を効率的に取得できる環境を提供するとともに、市民から行政側へ簡易に情報発信できる双方向の情報伝達体制を推進します。 [デジタル化推進本部]</p>
<p>高齢者生活支援情報提供事業 (3-6-8)</p>	<p>高齢者の暮らしに役立つインフォーマルサービス(※)に関する情報を集約・発信し、高齢者をはじめとするすべての市民が、生活支援等に関わる様々なサービスの情報を得やすい環境を整備します。</p> <p>【指標】 高齢者生活支援情報のアクセス数(「秋田市暮らしに役立つサービス」冊子作成部数+ウェブサイト利用回数) 20,000部+1,087回=21,087(2023年度・令和5年度) → 15,000部+5,000回=20,000(2026年度)</p> <p>※介護保険制度に基づく公的機関や専門職によるサービスや支援(フォーマルサービス)以外の支援。[福祉保健部]</p> <p>(高齢者) 8-(2)-④ 高齢者向けサービスの情報提供/(障がい) 1-3-1 相互理解の促進</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 提供される情報に関心を持ち、近隣での情報の伝達、共有に努める。[市民]
- 事業者や施設、相談支援機関に対する情報を把握し、正しい理解に努める。[市民]
- 民生委員・児童委員等の活動を理解し、身近に相談できる人をつくり、困ったときの連絡ができるようにする。[市民]
- 回覧板や広報紙を活用するなどして住民の情報共有に努める。[地域]
 - ▷情報を必要とする住民へ直接伝達する。[民生委員・児童委員]
- 町内会や民生委員・児童委員など関係者が情報共有し、適切な相談支援体制を構築する。[地域]
- 公的サービス以外の支援についても、公的サービスとあわせてPRする。[地域]
- 施設の役割や状況を積極的に情報発信する。[社会福祉事業者]
- 関係機関と連携しながら、専門を生かした相談援助活動を行う。[社会福祉事業者・市民活動団体]
- 必要に応じて適切な窓口につなぐ。[地域]
 - ▷困っている人を見つけ、相談を受け止め、改善に向けて適切な窓口につなぐ。[民生委員・児童委員]
- ふれあい福祉相談センターのPRと充実に努める。[秋田市社会福祉協議会]
- 各種相談支援窓口の活用を促進する。[秋田市社会福祉協議会]

《施策6「相談体制の充実と情報の提供」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
地域包括支援センターの認知度	45.5%	50.0%
子ども家庭センターの認知度	21.5%	23.0%

※地域福祉市民意識調査による。

基本目標4 安心して暮らせる福祉の環境づくり

日常生活のほか災害時などに備えて、自助・共助・公助によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

施策7 日常的な地域生活における安全安心の確保

施策8 災害時に向けた安全安心の確保

施策7 日常的な地域生活における安全安心の確保

地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
消費者啓発 (4-7-1) ※SNS…ソーシャルネットワークサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと	判断能力の低下や情報を得る機会が少ないことにより被害に遭いやすい高齢者の消費者トラブルを防ぐため、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどを対象に「消費生活出前講座」を継続実施します。また、市民サービスセンター等においてパネル展を開催するほか、広報あきた、ホームページ、SNS※、デジタルサイネージ、秋田市広報板を活用し、消費者トラブル最新情報の発信に努めます。 【指標】 消費生活出前講座・パネル展等実施回数 93回(2024年・令和6年) → 93回(令和7年) [市民生活部]
交通安全対策 (4-7-2)	子どもと高齢者の交通事故防止に重点を置き、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室を効果的に実施し、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通安全活動団体に対する積極的な支援を行い、各団体と連携を図りながら、交通安全活動を効果的に展開します。[都市整備部]
	(障がい者) 6-2-1 防犯と消費者トラブルの対策 / (高齢者) 5-(1)-③消費生活出前講座
	(子ども) 6-1-1 交通安全教育事業、6-1-2 交通安全普及・啓発事業

<p>応急手当の普及、救急救命体制の整備 (4-7-3)</p>	<p>AED(自動体外式除細動器)の使用方法を含めた救命講習会および各種イベントへのAED貸出事業は、社会状況を見据えながら実施するとともにホームページでの啓発を継続し、救命率の向上を目指します。また、高齢者福祉施設等の緊急時対応について、施設の従業者への啓発に努めます。さらに、秋田市社会福祉協議会が中心となって取り組んでいる救急医療情報キット(安心キット)事業と連携し、高齢者等の円滑な救急搬送に生かします。[消防本部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 6-(2)-⑥ 高齢者予防救急の促進/(障がい者) 3-2-3 高齢障がい者への支援の充実、3-2-4 孤立死防止への対応強化など</p>
<p>緊急通報システム事業 (4-7-4)</p>	<p>ひとり暮らし高齢者や障がい者などに緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全を確保します。 【指標】緊急通報システムの設置台数 400台(2024年度令和6年度)→420台(2026年度・令和8年度) [福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 7-(1)-② 緊急通報システム事業/(障がい) 3-2-4 孤立死防止への対応強化</p>
<p>要保護高齢者等シェルター事業 (4-7-5)</p>	<p>養護者による虐待などにより保護が必要と判断された、要支援・要介護認定者以外の高齢者などを、特別養護老人ホームなどで一時的に保護します。[福祉保健部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 5-(1)-② 要保護高齢者等シェルター事業</p>
<p>自殺対策事業 (4-7-6)</p>	<p>秋田市民の心といのちを守る自殺対策計画に基づき、自殺者数の減少を図るため、自殺対策に関する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民協働による地域での心の健康づくり活動を推進します。また、秋田市自殺対策庁内連絡会議を中心に全庁的な取組を進めるとともに、医療機関や民間団体等による秋田市自殺対策ネットワーク会議を通して、各機関との連携を図り総合的な自殺対策を展開します。 【指標】自殺死亡率(人口10万対)をとする。 15.3(2023年・令和5年)→12.6以下(2028年) [保健所]</p> <hr/> <p>(健康あきた) (3)休養・こころの健康</p>

第4章 計画の取組

<p>住宅環境の整備 (4-7-7)</p>	<p>住宅の耐震診断・改修事業に関するパンフレットの配布等により、市民の防災意識の向上を図ります。また、他部局との連携、啓発ツールおよび補助メニューの見直しに係る調査研究を進め、耐震化の普及に努めます。さらに、特に危険度が高い空き家について、倒壊や資材飛散等による事故を未然に防止するため、所有者の調査、助言および指導、危険回避のための緊急安全措置の実施および除却費への補助金交付を行います。</p> <p>【指標】本市地震防災マップにおいて、想定全壊率の危険度が高い地区の木造戸建住宅を対象に、2028年までに6000戸（1500戸×4年）の戸別配布を実施。</p> <p>[都市整備部]</p>
<p>バリアフリー化の促進 (4-7-8)</p>	<p>秋田市バリアフリー協議会において、バリアフリーマスタープランに基づき、秋田市内で実施したバリアフリーに関する取組の状況を確認します。</p> <p>[都市整備部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-1-2 公共施設のバリアフリーとユニバーサルデザインの推進／(子ども) 6-2-3 バリアフリー化の促進</p>
<p>都市公園のバリアフリー化 (4-7-9)</p>	<p>都市公園のバリアフリー化※を図り、高齢者、障がい者や子どもなど、誰もが安全で安心して利用できる公園へと再整備します。[建設部]</p> <hr/> <p>(子ども) 6-2-1 公園のバリアフリー化</p>

※市では、バリアフリーに関する取組を進めるとともに、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組も推進することとしています。

《市民・地域に期待される役割》

- 自殺のサインに早期に気づき、必要な相談機関や医療機関につなぐ。[市民]
- 消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]
- 地域サロンなどを通して、認知症や孤立、虐待などの早期発見につなげる。[地域]
- 地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し、解決に取り組む。[地域]
- 通学路の危険箇所などの改善について意見提起する。[地域]
- 防犯灯を適正に管理する。[地縁団体]
- 医療との連携を図る。[社会福祉事業者]
- 社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]
- 認知症等徘徊者の捜索支援を実施する。[秋田市社会福祉協議会]
- ユニバーサルデザインを理解し、バリアフリー社会の形成に協力する。[市民]
- 高齢者や障がい者のための施設等の利用を妨げないよう意識を高める。[市民]
- 円滑な移動等を妨げている状況を把握してバリアフリー化の推進につなげる。[地域]
- バリアフリー社会の形成に向けた住民の意識啓発に取り組む。[地域]
- 万が一の緊急時に備えて、安心キットの普及に努め、日常生活における安心の確保を図る。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

見守り機器助成事業

秋田市社会福祉協議会では、在宅で暮らす認知症の方、知的障がい児者、精神障がい者等が道に迷ったり、自分の家が分からなくなるなどの恐れがあるなど不安を抱える世帯に対し、本人の位置情報を把握するための装置、本人が自宅等から離れたことを知らせる装置等の利用に伴う購入またはレンタル費用の一部を助成しています。

安心キット（救急医療情報キット）

秋田市社会福祉協議会では、万一の救急時に備え、高齢者や障がい者などの不安の軽減を図るため、かかりつけ医や持病などの医療情報を専用の容器またはファイルに入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておく安心キット（救急医療情報キット）の設置を推進しています。

自殺対策強化の取組

秋田市社会福祉協議会では、地域サロン強化事業を行っており、高齢者等の傾聴に配慮した地域サロンの充実や強化を図り、高齢者等の社会的孤立を予防することで自殺予防対策の一助としています。

第4章 計画の取組

土崎小学校見守りボランティア

土崎地区では、各町内会の役員や民生委員・児童委員が構成員となり、児童・生徒の登校時に、危険と思われる場所や交差点で声をかけたり、誘導したりなどの見守り活動を行っています。

土崎小学校区の児童・生徒が、事故や不審者などの被害に巻き込まれることを事前に防ぐとともに、見守り活動を通じての地域住民の防犯に対する関心を高めることができました。

《施策7「日常的な地域生活における安全安心の確保」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
防災、急病など緊急時に備えるための地域活動（地域での災害時要援護者への支援、安心キット（救急医療情報キット）の取組など）が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	24.6%	36.0%
地域（公共施設、歩道など）や住宅のバリアフリー化（段差を少なくするなど）が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計	33.1%	43.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。

施策8 災害時に向けた安全安心の確保

大雪や風水害、地震など災害時に向けて備えるための取組を推進する。

《市の取組》

取組	取組の方向
	※他計画の関連部分
自主防災組織の育成強化 (4-8-1)	今後も引き続き防災資機材の助成を行うとともに、訓練や研修会の開催等を通じて、自主防災組織の結成促進と育成強化に努めます。[総務部] (障がい者) 6-1-1 災害対策の推進、6-1-2 災害時の避難支援体制の整備
要援護者への防災・災害情報の提供 (4-8-2)	広報あきた等により、各世帯が自ら災害に備えるための情報提供に努めます。また、防災ネットあきたのほか、浸水想定区域等の要配慮者利用施設に配布している緊急告知ラジオなどにより、災害情報の迅速かつ正確な提供に努めます。[総務部] (障がい者) 5-3-1 災害対策の推進、5-3-2 災害時の避難支援体制の整備
【新】避難所運営会議の開催 (4-8-3)	各地区コミュニティセンターを、災害時の避難所として運営した場合のルール作りや課題を整理するため、避難所運営会議を開催し、スムーズな避難所開設・運営につなげます。
【新】災害ケースマネジメントによる被災者支援 (4-8-4)	災害発生後には、「災害ケースマネジメント」の考え方にに基づき、被災者の自立、生活再建の早期実現や被災者への支援漏れ、災害関連死の防止のため、関係機関と連携しながら、戸別訪問などのアウトリーチや相談支援などにより、本人の意思を尊重しながら伴走型で支援します。[福祉保健部]
【新】災害ボランティアセンターの運営支援 (4-8-5)	災害時に秋田市社会福祉協議会に設置される災害ボランティアセンターが早期に機能するように、日頃から人的支援の体制を決めておくとともに、ICT(※)の活用支援などで、進捗管理などの事務作業を軽減します。[福祉保健部]

※ICTとは情報通信技術のこと。防災、福祉など様々な分野で、インターネットやパソコン等を利用した利便性やコミュニケーションの向上のため活用されている。

第4章 計画の取組

<p>【新】在宅被災者の健康状態の把握等 (4-8-6)</p>	<p>平常時から在宅被災者の健康状態の把握方法等の実施体制を整えるとともに、庁内関係課や関係機関との情報共有体制を整備します。[保健所・福祉保健部]</p>
<p>地域における除排雪体制の構築 (4-8-7)</p>	<p>高齢者や障がい者等が安心して冬期間を過ごすことができるよう、今後も市民協働の除排雪活動の必要性をPRし、地域の助け合い・支え合いによる除排雪体制を構築するとともに、機械貸出制度を継続拡大していきます。また、小型除雪機のシーズン貸出し、燃料支給および小規模堆雪場の確保などの取組により地域住民による除排雪時の支援に努めます。[建設部・市民生活部]</p>
<p>高齢者や障がい者宅の除排雪支援 (4-8-8)</p>	<p>身体的、経済的な理由から自ら除雪することが難しい、高齢者世帯や障がい者世帯が安心して冬期間を過ごせるように、機械除雪後の間口部分の雪塊除去や、宅地内の除排雪などの支援を行います。また、豪雪対策本部が設置された場合には、宅地内の雪下ろしなどの支援を行います。[建設部・福祉保健部]</p> <hr/> <p>(障がい者) 5-2-1 雪寄せ支援の充実／(高齢者) 7-(1)-③高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業</p>
<p>火災予防の推進 (4-8-9)</p>	<p>春・秋の火災予防運動や各種イベントおよび消防訓練指導等あらゆる機会を利用して火災予防啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理について周知し、住宅火災の防止に努めます。[消防本部]</p> <hr/> <p>(高齢者) 7-(1)-⑨高齢者に対する火災予防普及事業</p>

《市民・地域に期待される役割》

- 自分の身は自分で守る意識をもつ。[市民]
- 効率的な除排雪作業のための協力、近隣での助け合いに努める。[市民]
- 生活に関する講習会や避難訓練等に積極的に参加し、理解・発信に努める。[市民]
- 避難場所や連絡方法の確認、家庭内備蓄や住宅耐震化などで、災害に備える。[市民]
- 地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる。[市民]
- 除排雪に関する情報の収集、意見集約および連絡をする。[地域]
- 消費者トラブルや防災防犯など、生活に関する情報の収集と発信に努める。[地域]
- 地域で課題となっていることを把握し、関係機関と連携し、解決に取り組む。[地域]
- 災害時に備えて、各種団体が連携して、町内会、自治会ごとの要援護者の状況把握や支援体制づくり、災害発生時の安否確認・見守り体制の充実に努める。[地域]

- 各種団体が連携し、要援護者を含めた住民参加の避難訓練を実施する。[地域]
- 自主防災組織の結成、充実に努める。[地縁団体]
- 区域の要援護者を把握し、実情に応じた災害時の支援体制をつくる。[地縁団体]
- 医療との連携を図る。[社会福祉事業者]
- 社会福祉施設の機能を活用して地域の取組に参加する。[社会福祉事業者]
- 災害時の福祉避難所の開設・運営に向け、日頃から備える。[社会福祉事業者]
- 日常業務を生かした見守りや、地域の防災の取組に参加・協力する。[民間事業者]
- 災害ボランティアの受入体制を整備する。[秋田市社会福祉協議会]

《参考となる取組事例》

「西部地区の防災安全を見て考える会」（防災さんぽ）

秋田市新屋地区振興会と西部地域住民自治協議会では、災害時に地域住民が行えることや避難した人たちの協力体制、避難経路や地域の危険箇所などについて考える「防災さんぽ」を年1回（不定期）、西部市民サービスセンターを会場に開催しています。

令和6年度は、行政による避難所開設・運営までの間に何ができるか等について、同センターの備蓄品や簡易トイレ、屋外マンホールトイレの確認、避難所用テントや段ボールベッドの設置訓練、AED（自動体外式除細動器）の使用訓練を行い、日常の備えや災害時の避難所運営について学びました。

災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成

秋田市社会福祉協議会では、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、その活動が円滑に行われるようにするため、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを作成しました。

災害時における民間団体との協定

秋田市では、災害時の迅速かつ円滑な被災者対応を実施できる体制を確保するため、民間事業者などとの協力、連携を進めています。

○主な協定（第4次秋田市地域福祉計画の計画期間中に締結したもの）

No.	協定名	相手方	協定内容
1	災害時における電動車両等の貸与に関する協定書	秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	災害発生後、プラグインハイブリッド車の貸与により、避難所等へ電力を供給
2	災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市が提供する避難情報および被害情報等を相手方に提供し、運用するサービス上に掲載

第4章 計画の取組

No.	協定名	相手方	協定内容
3	秋田市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書 (※)	日本郵便株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両等としての車両の提供(郵便配達用車両は除く。) ・被災地の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策 ・避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 ・株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(各社から要請があった場合)
4	地域防災パートナーシップ協定	株式会社秋田放送	災害情報に関して、市の要請に基づき、放送形式等(テレビ、ラジオ、アプリなど)を決定し、放送するよう努める。
5	災害時における炊き出しの実施に関する協定	秋田県キッチンカー協会	避難所等において炊き出しを必要とするとき、キッチンカーによる炊き出しの実施
6	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定	株式会社グリーンズ	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者等への宿泊施設の提供 ・被災者等への食事の提供 ・被災者等へのシャワールームの提供
7	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社たけや製パン	市の要請に基づき、同社の製造するパン類および関連会社の製造する弁当・おにぎり類を供給し、市の指定する配送拠点まで運搬する。
8	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定	株式会社ナガワ	市の要請に基づき、同社の保有するレンタル機材(仮設ハウス、業務用設備、冷暖房機器、仮設トイレ等)の供給、運搬、設置を行う。

※包括連携協定の1項目(新規に締結したものではなく、令和3年1月に既存の協定から包括協定へと変わったもの)

《施策8「災害時に備えた安全安心の確保」に関する目標値》

指 標	現状(R4) (2022年度)	目標値 (2028年度)
防災、急病など緊急時に備えるための地域活動(地域での災害時要援護者への支援、安心キット(救急医療情報キット)の取組など)が進んでいると「感じている人」と「どちらかといえば感じる」の割合の合計 【施策7と共通】	24.6%	36.0%

※ 地域福祉市民意識調査による。